

今回の改正で条例に新たに追加された内容

平成29年12月1日施行

第3条関係（卑わしい行為）

● 規制場所の拡大

下着等の盗撮行為に関する行為の規制場所を、従来の「公共の場所・乗物」等に加え、会社の事務所や学校の教室等、「特定かつ多数の者が利用するような場所等」も規制します。

● 規制行為の追加

人の下着等を盗撮する目的で、カメラ等を「下着等を写すことができる位置に置く行為」や「人に向ける行為」を新たに規制します。

● 罰則の強化

盗撮行為により、下着等の画像を記録した場合

6ヶ月以下の懲役または 50万円以下の罰金 (常習:1年以下の懲役または 100万円以下の罰金)	△	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金 (常習:2年以下の懲役または 100万円以下の罰金)
---	---	---

第4条関係（嫌がらせ行為）

既に、つきまといや行動監視といった行為等は規制されており、今回改正により、正当な理由がないのに、特定の者に対して

● 住居等の付近をうろつく行為

● 拒まれたにもかかわらず

→電子メールに類する通信方法(SNS)によるメッセージ送信
→ブログ等への書き込み

● 性的羞恥心を害するような

→記録媒体の送付等(DVD等)

→電磁的記録の送信等(画像や動画)を規制します。

*ストーカー規制法に抵触する事案(は同法により規制されます)。

・恋愛感情に基づく嫌がらせ行為 →ストーカー規制法で規制

・恋愛感情に基づかない嫌がらせ行為 →この条例で規制

第2条関係（粗野・乱暴な行為）

● 規制行為の追加

公共の場所において、刃物、鉄棒、木刀等の危険物を公然と携帯した上で、

- ① 著しく粗野または乱暴な言動
- ② 威勢を示す
- ③ その他身体等への危害が加えられる不安を覚えさせるような言動を新たに規制します。

困りごと、ご相談等は #9110 又は最寄りの警察署まで